

公立大学法人横浜市立大学物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規程

制 定 平成 31 年 2 月 1 日 規程第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)、2012 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定(以下「改正協定」という。)、及び経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(以下「日欧協定」という。)並びにその他の国際約束を実施するため、公立大学法人横浜市立大学の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱に関し、公立大学法人横浜市立大学契約事務取扱規程(以下「取扱規程」という。)の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品等 動産(現金及び有価証券を除く。)及び著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2 条第 1 項第 10 号の 2 に規定するプログラムをいう。
- (2) 特定役務 改正協定の附属書 I 日本国の付表 5 に掲げるサービス又は同附属書 I 日本国の付表 6 に掲げる建設サービス(本規程において「建設工事」という。)に係る役務をいう。
- (3) 調達契約 物品等又は特定役務の調達のため締結される契約(当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)第 2 条第 2 項に規定する特定事業(建設工事を除く。)にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 57 号)による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。)をいう。
- (4) 一連の調達契約 特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の上記二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格(物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが 12 月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、その期間の定めが 12 月を超える場合は予定賃借料の総額に見積残存価額(借り入れた物品等をその借入れの終了の時に買い入れるとした場合の予定価格)を加えて得た額又は特定役務の予定価格の総額とし、その他の場合は、1 月当たりの予定賃借料又は特定役務の予定価格に 48 を乗じて得た額とする。)が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定め

る額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。ただし、有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。

- (1) 物品等の調達契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣の定める額
- (2) 特定役務のうち建設工事の調達契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める額
- (3) 特定役務のうち建設のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める額
- (4) 特定役務のうち前二号以外の調達契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める額

2 前項の予定価格は、調達契約に関し単価についてその予定価格が定められる場合にあっては当該予定価格に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

3 この規程の適用の対象から全面的又は部分的に除外する意図の下に、当該調達を分割してはならず、また、調達価額を見積もるための特定の評価の方法を選択し、又は使用してはならない。

（参加のための条件）

第4条 公立大学法人横浜市立大学会計実施規程第2条で定めた経理責任者（以下、「経理責任者」という）は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができる。ただし、関連する過去の経験を自国の領域において取得していることを条件として課してはならない。

（技術仕様）

第5条 経理責任者が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次の各号に掲げる事項を確保しなければならない。

- (1) 契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。
- (2) 客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。

2 経理責任者は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、調達計画の告示において又は調達計画の告示若しくは入札説明書として使用される他の告示において示されている場合に限る。

(特定調達契約に係る競争入札の参加者の資格に関する告示)

第6条 特定調達契約に係る競争入札の参加者の資格に関する告示は、横浜市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則第3条の規定を準用する。

(特定調達契約に係る一般競争入札の告示等)

第7条 取扱規程第7条の規定による告示は、当該告示に係る一般競争入札の入札期日の前日から起算して40日(一連の調達契約のうち、最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、最初の契約に係る告示において最初の契約以外の契約に係る告示を少なくとも24日前に行う旨を規定した場合にあっては、24日)前までに、公立大学法人横浜市立大学公示規程第5条第1項第1号による横浜市立大学公式WEBサイトへの掲載により行うものとする。この場合において、急を要するときは、その期間を10日前までに短縮することができる。

(一般競争について告示をする事項)

第8条 経理責任者は、特定調達契約に係る一般競争入札については、取扱規程第8条第1項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 一連の調達事項にあっては、当該一連の調達契約のうち一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の告示の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の告示の日付
- (2) 横浜市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則第8条第1項の規定による資格審査の時期及び場所
- (3) 第12条に規定する文書の交付に関する事項
- (4) 落札者の決定の方法
- (5) 日欧協定が適用される旨の記述

2 経理責任者は、前項の告示において、当該告示に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

3 経理責任者は、第1項の告示において、当該告示に係る契約に関する事務を担当する部課の名称及び契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を英語で記述するものとする。

- (1) 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量
- (2) 入札期日
- (3) 事務を担当する部課の名称

(指名競争の告示等)

第9条 経理責任者は、特定調達契約につき指名競争に付そうとするときは、第7条の規定の例により告示をしなければならない。

2 前項の告示は公立大学法人横浜市立大学公示規程第5条第1項第1号による横浜市立大学公式WEBサイトへの掲載により行う。この場合においては、当該告示に係る指名競争入札において指名されるために必要な要件についても告示するものとする。

3 前条の規定は、第1項の告示について準用する。

(指名の通知)

第10条 取扱規程第9条の規定による通知の時期については、第7条第1項の規定を準

用する。

（競争入札の告示後における競争入札参加資格審査申請等）

第 11 条 経理責任者が、第 7 条及び第 9 条の規定による告示をした場合において、当該告示に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者が、一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有するかどうかについて審査をする必要があるときの手続は、横浜市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則第 8 条第 1 項及び第 2 項に定めるところによる。

2 横浜市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則第 8 条第 1 項に規定する申請をした者は、開札の時点において一般競争入札に参加する者に必要な資格を有していることを条件として、同項の規定による審査の終了前に当該一般競争入札又は指名競争入札に参加することができる。

（入札説明書の交付）

第 12 条 経理責任者は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。

- (1) 第 8 条第 1 項（第 9 条第 3 項において準用する場合を含む）の規定により告示するものとされている事項（ただし、第 8 条第 1 項第 3 号に掲げる事項は除く。）
- (2) 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細
- (3) 開札に立ち会う者に関する事項
- (4) 契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地
- (5) 契約の手続において使用する言語
- (6) 電子情報処理組織を使用して契約の手続を行う場合においては、当該電子情報処理組織の使用に関する事項
- (7) その他事務局長が必要と認める事項

2 経理責任者が、第 7 条及び第 9 条第 1 項の規定による告示を行う際に、第 1 項各号の内容をあわせて掲載した場合には、入札説明書を交付したものとみなす。

（郵便等による入札）

第 13 条 経理責任者は、特定調達契約につき郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。

2 前項の場合、契約担当課あて親展とした書留郵便をもって、所定の日時までに到達させる方法により行わなければならない。

（随意契約によることができる場合）

第 14 条 特定調達契約については、次に掲げる場合に該当するときに限り、随意契約によることができる。

- (1) 緊急の必要により競争に付することができない場合
- (2) 他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。

- (3) 取扱規程第 37 条第 1 項第 5 号に該当するとき。
- (4) 取扱規程第 37 条第 1 項第 4 号に該当するとき。ただし、当初の入札の要件が契約の締結に当たって実質的に修正されないことを条件とする。
- (5) 既に調達した物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）の交換部品その他の既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障を生ずるおそれがあるとき。
- (6) 公立大学法人横浜市立大学の委託に基づく研究開発の結果製造された試作品等の調達をする場合
- (7) 既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の 100 分の 50 以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生じるおそれがあるとき。
- (8) 計画的に実施される施設の設備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に接続して当該施設の整備のために施行される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比べて著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第 4 条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第 7 条の告示又は第 9 条の告示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。

（落札者とされなかった入札者に対する通知）

第 15 条 経理責任者は、特定調達契約について、一般競争入札又は指名競争入札により落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに、当該請求を行った入札者に、落札者を決定したこと、落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地、落札金額並びに当該落札者とされなかった入札者が落札者とされなかった理由（当該落札者とされなかった入札者の入札が無効とされたときは、無効とされた理由）を書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により通知するものとする。

（落札者等の公表）

第 16 条 経理責任者は、特定調達契約につき、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは公表しなければならない

ない。

2 前項の規定による公表は、次に掲げる事項を一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定した日又は随意契約の相手方を決定した日の翌日から起算して 72 日以内に、横浜市立大学公式 WEB サイトへ掲載することにより行う。

- (1) 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
- (2) 契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地
- (3) 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- (4) 落札者又は随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地
- (5) 落札金額又は随意契約に係る契約金額
- (6) 契約の相手方を決定した手続
- (7) 一般競争入札を行ったときは第 7 条の規定による告示を、指名競争入札を行ったときは第 9 条第 1 項の規定による告示をした日
- (8) 随意契約を締結したときは、その理由
- (9) その他事務局長が必要と認める事項
(一般競争又は指名競争に関する記録)

第 17 条 経理責任者は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録（契約の手続において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、契約の日から少なくとも 5 年間保管するものとする。

- (1) 入札者及び開札に立ち会った者の氏名
- (2) 入札者の申込みに係る価格
- (3) 落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由
- (4) 無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由
- (5) その他必要な事項
(随意契約に関する記録)

第 18 条 経理責任者は、特定調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、契約の日から少なくとも 5 年間保管するものとする。

(苦情の処理)

第 19 条 経理責任者は、特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情（以下、「特定調達契約に関する苦情」という）の処理に当たる職員を指名するものとする。

2 特定調達契約に関する苦情を申し立てられた場合には、苦情処理を行う当局が暫定的措置、是正措置又は損失若しくは損害に対する賠償に関する苦情について決定又は勧告を行うまでの間、原則として、経理責任者は該当する特定調達契約の締結を留保する。ただし、避けることができず、かつ、十分に正当と認められる事情がある場合には、契約を締結することができる。

(補則)

第 20 条 この規程に定めのない事項については、公立大学法人横浜市立大学契約事務取扱規程の定めるところによる。

附 則（平成 31 年規程第 4 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程は、この規程の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。